

第 6 章 電子記録債権の消滅

岩 原 紳 作

本稿においては電子記録債権の消滅に係る諸問題を検討する。最初に、電子記録債権が支払等により消滅したことを記録する支払等記録の意義を考察する。次いで、実際に実務において電子記録債権の決済手段として用いられる口座間送金決済の制度について解説する。その次に口座間送金決済以外の電子記録債権の消滅方法に係る諸問題を取り上げる。最後に、電子記録債権の消滅と原因債権の関係につき検討する。

1 電子記録債権法における「支払等記録」

電子記録債権法（以下、「法」と略す）には、電子記録債権の消滅を直接規定した条文はない。規定しているのは、支払等（支払、相殺その他の債務の全部若しくは一部を消滅させる行為又は混同）により消滅し、または消滅することとなる債権を特定するために必要な事項⁽¹⁾、支払等をした金額その他の当該支払等の内容⁽²⁾、支払等があった日、支払等をした者の氏名及び住所⁽³⁾、支払等をした者が当該支払等をするについて民法500条の正当な利益を有する者であると

-
- (1) 立案担当者によれば、具体的には、記録番号や、分割払の電子記録債権の場合には、支払期日等が該当するとされる（始関正光＝坂本三郎他「電子記録債権法の解説（4）」NBL866号（2007年）48頁・51頁）。
 - (2) 例えば、支払か相殺といった支払等の態様のほか、支払金額や、そのうち消滅した元本の額等である（始関＝坂本他・前掲（注1）51頁）。
 - (3) 支払等記録が、法定代位や特別求償権の発生の事実を公示する機能を果たすことから、法定代位した者や特別求償権を取得した者を明らかにするために、支払等をした者を必要的記載事項にしたとされる（始関＝坂本他・前掲（注1）51頁）。

きはその事由⁽⁴⁾、電子記録の年月日⁽⁵⁾、等を記録する支払等記録である（法24条）⁽⁶⁾。

電子記録の請求は、電子記録権利者及び電子記録義務者の双方による請求が原則であるが（法5条1項）、支払等記録は、債権者にとって不利益な電子記録であるため、債権者やその一般承継人が支払等記録を請求すれば、請求の真実性が担保されるとして、債権者等の電子記録義務者とその一般承継人による単独請求が認められている（法25条1項1号・2号）⁽⁷⁾。電子記録債務者や支払等をした者やそれらの一般承継人は、電子記録義務者又はその一般承継人の全員の承諾を得て支払等記録の請求を行うこととされている（法25条1項3号）。支払等をしたにも拘わらず承諾が得られない場合は、支払等をした者や電子記録債務者が電子記録義務者又はその一般承継人に対して支払等記録の請求についての承諾を請求することができる（法25条2項）。支払をしようとする者は、電子記録義務者又はその一般承継人に対して支払をするのと引換えに当該承諾を請求することができるとされている（法25条3項）。

支払等記録の効力については法には特別の規定がなく、「支払、相殺その他の債務の全部若しくは一部を消滅させる行為又は混同…により消滅し、又は消滅することとなる…」（法24条1項1号）行為を記録する、即ち、既に実体法上発生した支払等の効力の内容につき、記録を行うという規定の仕方になっている。このようなことから電子記録債権の消滅は、「支払等記録」という電子債権記録機関における電子登録によって生じるのではなく、弁済、相殺、更改、免除等の民法上の債権の消滅原因により生じると考えられている⁽⁸⁾。

それでは支払等記録を行うことの意義はどこにあるのであろうか。「電子記録債権」とは、その発生又は譲渡について・・・電子記録・・・を要件とする金銭債権をいう。」とされ（法2条）、電子記録債権は「発生記録をすることによって生ずる」（法15条）とされ、その譲渡は、

(4) 支払等記録は、法定地位や特別求償権の発生の事実を公示する機能も有していることから、それらが発生した事実を明らかにするために、記録事項としていとされる（始関＝坂本他・前掲（注1）51頁）。

(5) 支払等記録の年月日は、原則として電子記録債権に係る権利の得喪の日と直接結びつくわけではないが、重要な証拠的機能を有し、混同による電子記録債権の消滅や特別求償権の発生との関係では支払等記録の電子記録の年月日が権利の発生日となるので、支払等があった日とは別に記録事項としたと解説されている（始関＝坂本他・前掲（注1）51頁）。

(6) 法24条7号の政令は定められていない（始関＝坂本他・前掲（注1）51頁）。

(7) しかしこのような理由によるとすれば、電子記録債権の発生や譲渡も、不利益を受けるのは、電子記録債権の債務者や譲渡人に限られるはずなのに、電子記録債権の債務者と債権者、譲渡人と譲受人の双方請求により発生や譲渡の電子記録の請求がなされなければならないとされているのは（法5条1項）、一貫しない感を拭えない。これは電子記録の請求は双方請求とすることを原則としたことの方に問題があると思われる（岩原紳作「金融法制の革新——資金決済法と電子記録債権制度」ジュリスト1391号（2009年）6頁・13頁以下）。

(8) 始関正光＝坂本三郎他「電子記録債権法の概説（3）」金融法務事情1814号（2007年）20頁、森下哲朗「消滅」（池田真朗＝小野傑＝中村廉平編『電子記録債権法の理論と実務』（2008年）68頁）。

「譲渡記録をしなければ、その効力を生じない」(法17条)とされており、電子記録の効力として、「電子記録名義人は、電子記録に係る電子記録債権についての権利を適法に有するものと推定する」(法9条2項)とされていることから、電子記録の一種である支払等記録がなされると、電子記録名義人は電子記録債権についての権利を有するものとの推定を受けられなくなることに、支払等記録の意義がまずある、と考えられる。

立案担当者の解説や学説によれば、「支払等記録」は次のような機能を有する⁽⁹⁾。第一に、それをなすことによって民法に従って生じた支払等の効果を第三者に対抗できる効果を有する⁽¹⁰⁾。逆にいえば、「支払等記録」をしないと支払等の効果を第三者に対抗できない。また、混同を原因とする支払等記録の場合には、それによって電子債権が消滅する(法21条1項)⁽¹¹⁾。第二に、発生記録における債務者以外の利害関係者が支払等をした場合には、その者について法定代位が成立したことを公示する⁽¹²⁾。第三に、支払等記録がされることにより、支払をした電子記録保証人に特別求償権が発生する(法35条1項)。電子記録債権に質権が設定されている場合に、質権の被担保債権についての支払等がされ、支払等記録がされたときは、当該質権についての権利関係を公示できる、というものである。

前述したように、条文の文言上は、「支払等記録」を行うことは、電子記録名義人から電子記録債権の債権者としての権利推定効を奪うだけのように見えるが(法9条2項)、それを超えて「支払等記録」には第三者対抗力が解釈上与えられているわけである。しかし解釈によりそこまでの効力が認められるか、議論がありうるかもしれない。

これは電子記録債権の法制が、基本的には有価証券の法理、特に手形に関する法理に基づいて構築されているためであると思われる。手形法においては手形の受戻証券性から、手形債務

(9) 始関＝坂本他・前掲(注1)50頁以下。

(10) 始関＝坂本他・前掲(注8)20頁、森下・前掲(注8)74頁。尤も、法20条2項2号により、支払期日以後の譲受人との関係では、人的抗弁が切断されないとされているため、当初の予定通りに支払期日に行われた支払については、支払を行った債務者は、支払等記録を行わなくても、当該支払の事実を第三者に対抗できるが、何らかの事情で債務者が期限前弁済を行った場合には、債務者は、支払済みの抗弁を第三者に対抗するために、支払等記録を行う必要がある、とされる(始関＝坂本他・前掲(注1)52頁)。

(11) 始関＝坂本他・前掲(注1)51頁。

(12) 電子記録債権についての法定代位も、他の債権についての法定代位と同様、民法500条の要件を充たす支払等が行われることによって法律上当然に生ずるものであって、電子記録債権の法定代位の効力要件となるものではない。正当な利益を有する者が支払等をしたことを記録した支払等記録がされることによって、法定代位者は、自己に債権が帰属したことを公示することができ、また、当該支払等記録において支払等をした者(法定代位者)として記録されている者に支払等をした者は、支払免責(法21条)の効力を受けることになる(始関＝坂本他・前掲(注1)52頁)。

者は手形を受け戻さないという説が有力である⁽¹³⁾。手形を受け戻さずに手形債務の支払をしても、支払呈示期間経過前の手形取得者に対しては、人的抗弁にしかならないというのである⁽¹⁴⁾。それとの対比から、電子記録債権においては、手形の受戻に相当する「支払等記録」を行わない限り、支払を第三者に対抗できないという理解がされているように思われる。

しかし支払は民法に従って効力が生じ、「支払等記録」は対第三者対抗要件にしか過ぎないとすると、民法上の支払がないのに「支払等記録」がなされたときの法的効果等に問題が生じるところであろう。そのような電子記録債権に対し差押が行われたときに電子債権記録機関はいかなる義務を負うか等、の問題が考えられる。

2 口座間送金決済

支払等がなされたときに同時に支払等記録がなされないと、外見上支払等がなされていない状態が生じることになり、債務者には二重払の危険が生じるし、第三者にとっても支払後の電子記録債権を知らずに譲り受ける危険が生じる。このため、電子記録債務者等は、電子記録義務者に対して、支払をするのと引換えに、支払等記録の請求を債務者側がすることを承諾するように求めることができるとされている（法25条3項）。しかし、現在の実務慣行からは、金銭債権の支払は、銀行等を通じた債権者口座への払込みの支払方法によることが通常と考えられ、支払等記録の請求を債務者がすることの承諾を求めてから資金送金を行うことは困難と考えられる。このために資金送金による支払と支払等記録が同時のタイミングで行われるようにする「同期的管理」の仕組み作りが求められていたところである⁽¹⁵⁾。

そこで電子記録債権法は、「決済の確実性」を確保するために、支払と同時に「支払等記録」が確実になされる「同期的管理」の仕組みとして⁽¹⁶⁾、「口座間送金決済」等の制度を設けた（法62条—66条）。銀行等を介した資金送金によって支払が行われた場合に、例外的に、電子記録義務者からの請求がなくても、その銀行等から電子債権記録機関への通知に基づき、電子債権

(13) 鈴木竹雄＝前田庸『手形法・小切手法 [新版]』（1992年）309頁、前田庸『手形法・小切手法』（1999年）509頁。但し、手形に受取の記載をすると、それが物的抗弁になるという説も有力である（田中誠二『手形・小切手法詳論下巻』（1968年）605頁）。

(14) 尤も、手形権利移転行為有因論の立場に立つと、善意取得の問題になる（前田・前掲注（13）510頁）。

(15) 高橋康文＝石川卓弥他「電子記録債権法の解説（6）」NBL868号（2007年）30頁・33頁以下、大野正文「電子債権記録機関をめぐる諸問題——電子記録債権制度における「決済」を中心に」ジュリスト1345号（2007年）18頁・19頁以下参照。

(16) 「同期的管理」の意味につき、高橋＝石川他・前掲（注15）34頁（注66）参照。

記録機関が支払等記録を行うという制度である。即ち、「口座間資金決済」とは、電子債権記録機関、債務者及び銀行等の契約に基づき、電子債権記録機関が銀行等に提供した電子記録債権に係る情報に従い、当該銀行等が債務者口座から債権者口座に対する払込の取扱をすることによって支払を行うことを言う（法62条2項）⁽¹⁷⁾。「支払等記録請求」は、債権者による単独請求が原則とされているが（法25条1項1号）、「口座間送金決済」に関する契約が電子債権記録機関・債務者・銀行等の三者間に締結されている場合においては（法62条1項）、銀行等が「口座間送金決済」があった旨の通知を電子債権記録機関に行うと、電子記録債権機関は、遅滞なく、職権により支払等記録をしなければならないとしたものである（法63条2項）。

全国銀行協会が設立した電子債権記録機関である「(株)全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）」の場合を例にとると⁽¹⁸⁾、具体的には、以下のような手続きとなる。債務者口座のある銀行等が、電子債権記録機関からの決済情報に基づいて支払期日に債務者口座から電子記録債権の支払金額を引き落とし、債権者口座のある銀行等への当該金額の振込電文の発信を、全銀システムによって行うとともに、電子債権記録機関に対して「口座間送金決済があった旨の通知」を行う。振込電文を受信した債権者口座のある銀行は、債権者口座に当該金額を入金記帳する。しかし債権者口座のある銀行が、入金不能又は組戻により資金を債務者口座のある銀行に資金返戻をした場合は、債務者口座のある銀行は電子債権記録機関に通知する。支払期日から2営業日以内にその旨の通知がないと、電子債権記録機関は「支払等記録」を行う⁽¹⁹⁾。その時点において振込不能が生じていないことが確実になったものと看做すわけである⁽²⁰⁾。

法は、以上のような「口座間送金決済」のほかにも、電子債権記録機関に債務者又は債権者及び銀行等との電子記録債権に係る債務の債権者口座に対する払込みによる支払に関するその他の契約の締結を認めている（法64条）。その場合、債権者口座のある銀行等が、当該口座に

-
- (17) シンジケートローンを電子記録債権化した場合、口座間送金決済に関する契約や法64条に規定された契約に基づく払込により行われることが多くなるが、その場合の債権者口座は、貸付人名義の口座ではなく、エージェントの管理口座になる、と考えられている（藤田佳秀「電子記録債権のローン取引への活用」金融法務事情1878号（2009年）8頁・11頁、樋口孝夫他「電子記録債権制度を利用したシンジケートローンの実務上の諸問題」金融法務事情1878号（2009年）14頁・19頁）。但し、シンジケートローンの場合、支払期日に利息として支払われるべき金額がいくらであるかを認識しておらず、決済銀行からの通知をうのみにしてその金額を記載してよいかという問題等があることが指摘されている（樋口他・前掲20頁以下）。
- (18) 「でんさいネット」については、例えば、松本康幸「全銀協の電子債権記録機関「でんさいネット」ジュリスト1391号（2009年）50頁参照。
- (19) 全国銀行協会「電子債権記録機関（でんさいネット）要綱20版」（平成22年3月）（http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news210324_1.pdf）II 4・別紙II 4-2・4-3、大野・前掲（注15）23頁。
- (20) 大野・前掲（注15）23頁。

対する払込みの事実を確認し、その旨を電子債権記録機関に通知することとされている（電子債権記録法施行規則26条）。しかし具体的にいかなる契約がありうるかは、明らかではない。全銀協の電子債権記録機関（でんさいネット）要綱は、機関が取り扱う電子記録債権の決済方法は、口座間送金決済の方法を基本としている⁽²¹⁾。そして、3に記すように、期日前弁済及び期日後弁済が行われた場合に、口座間送金決済以外の例外的な支払等記録請求を認めている⁽²²⁾。

3 「口座間送金決済」によらない債権の消滅と支払等記録

(1) 期限前弁済

手形法40条1項は、手形所持人が満期まで手形を流通させる利益があるとして、満期前の支払を手形所持人は拒めるとしている。しかし法は、そのような規定を設けなかった⁽²³⁾。民法は、債権者の利益を害しない限り、債務者は期限の利益を放棄することにより、期限前に弁済の提供ができるとしている（民法136条2項）。電子記録債権の債務者も、期限までの利息を支払えば、期限前に弁済の提供ができるとしたものである⁽²⁴⁾。その受領を債権者が拒むと、受領遅滞となり、弁済の提供の効果が発生すると考えられる（民法492条）。

1で論じたように、電子記録債権の債務者が、例えば期限前に債務の金額につき現金を債権者に提供した場合、「支払等記録」は電子記録債権消滅の効力要件ではないため、「支払等記録」が行われなくても、期限前弁済の効力が債権者・債務者間では生じるはずである。しかし第三者にはそのことを対抗できないとすれば、二重支払の危険を避けるためには、「支払等記録」を行わなければならない。その方法としては、現金を債権者に交付するのと引換えに、電子記録債権の債権者に「支払等記録の請求」の承諾を請求することができる（法25条3項）。期限までの利息を支払えば、債権者も通常は弁済に応じて、「支払等記録」の承諾に応じるものと思われるが、何らかの事情で債権者が承諾に応じない場合は、受領遅滞となり（民法413条）、承諾を請求する訴えを提起せざるをえず（民法414条2項但書の債務者の意思表示に代える裁判）、実際的ではなくなる。

期限までの利息を全部払うことなしに期限前弁済を行いたいのであれば、民法上、債権者・債務者間で弁済の効力を発生させるのに、債権者の同意が必要である。「支払等記録」を行う

(21) 全国銀行協会・前掲（注19）II 3-8（1）。

(22) 全国銀行協会・前掲（注19）II 3-8（2）。

(23) 森下・前掲（注8）71頁。

(24) 「電子登録債権法制に関する中間試案の補足説明」（2007年）55頁以下。

には、債権者が「支払等記録の請求」を承諾することが不可欠であろう。

なお、債権者の同意が得られれば、債権者の「支払等記録の請求」による「支払等記録」を行う方法ではなく、支払期日（や利息）に関する記録事項を変更する「変更記録」を行うことにより、期限前弁済を第三者に対抗できる形で行うことができる。その場合、電子債権記録機関に対する「変更記録の請求」は、債権者・債務者の双方より行う必要がある（法29条1項）。「変更記録」による場合は、現金による弁済の提供を行わなくても、変更後の支払期日に「口座間送金決済」の方法で支払を行うことができる。

因みに、全銀協の電子債権記録機関（でんさいネット）要綱は、口座間送金決済を基本としている。例外的に口座間送金決済以外の当事者請求による支払等記録請求を行うことができるとしているのは、以下のような場合である。

第一に、次のような条件を充たす期日前弁済等に基づく支払等記録請求を行う場合である⁽²⁵⁾。即ち、主たる債務者による期日前弁済（代物弁済を含む）であって、主たる債務者に係る相殺、混同、免除のいずれかであること（ただし、同Ⅱ3-4（5）②特別求償権の発生の場合は保証人による期日前弁済の場合も可）、かつ口座間送金のための決済情報提供日（支払期日の2銀行営業日）より前までに、でんさいネットが支払等記録請求を受け付けた（債務者からの請求の場合は債権者からの承認まで完了する）こと、かつ債権金額の全額の弁済であること、である。

金融機関が電子記録債権の債権者の立場で、債務者の期限の利益を喪失させて期限前の弁済を求める場合には、どのようにすればよいか。旧銀行取引約定書ひな型（平成12年4月廃止）5条は、金融機関の債務者の金融機関に対する期限の利益の喪失事由を定めていた。同ひな型の廃止後も、各金融機関の銀行取引約定書は、ほぼ同様の規定を定めている。法16条2項5号は、期限の利益の喪失についての定めを発生記録の記録事項としており、期限の利益喪失事由は、

(25) 全国銀行協会・前掲（注19）Ⅱ3-8（2）（別紙Ⅱ3-8-1によれば、支払期日前に債権者が支払等記録を請求する場合は、支払期日の3銀行営業日前までに請求する必要があるのに対し、別紙Ⅱ3-8-2によれば、支払期日前に支払者が支払等記録を請求する場合は、支払期日の7銀行営業日前までに請求する必要がある）。同「電子債権記録機関要綱案」（2009年3月）Ⅱ3-8・別紙Ⅱ3-7においては、A案とB案の二つの案が提示されていた。即ち、A案によれば、期日前弁済は、①債務者による当該債権の買戻し（債権者から債務者への譲渡の形をとる）、②変更記録請求により支払期日の前倒しを行う、③支払期日における「依願返却」に該当する手続きをとる等によって対応する、としていた。一方、期日前弁済を認める案をB案としていた。B案は、期日前弁済（代物弁済を含む）、主たる債務に係る相殺、混同、免除につき、口座間送金決済の決済情報が提供される期日の2営業日前までに、債権全額の弁済を行うことができるとしていた。しかし、その手続きは明確にされてはなかった。でんさいネット要綱は、B案を具体化したものであり、期限前弁済をスムーズに行うために、債権者の「支払等記録の請求」を要求したと考えられる。

発生記録に記録されるか、変更記録により記録されない限り（法26条・27条）、電子記録債権の内容とされない。電子記録債権（でんさいネット）要綱は、発生記録請求事項の中の任意的記録事項として「期限の利益喪失」を認めていない⁽²⁶⁾。従って、金融機関が債権者となる電子記録債権であっても、でんさいネットの電子記録債権においては、電子記録債権の内容として、発生記録又は変更記録により、銀行取引約定書が定めるような期限の利益喪失条項を設けることはできない。しかし例えばシンジケートローンや電子記録債権とするスキーム等、でんさいネット以外の電子記録債権において「期限の利益喪失」を任意的記録事項とすることは、考えられよう。

尤も、そのような任意的記録事項が記録されていても、期限の利益が喪失して期限が来たものとして、電子債権記録機関が債務者口座のある銀行等に決済情報を提供し、口座間送金決済を行うようなことは、困難なことが多いであろう。債権者たる銀行の関係会社が電子債権記録機関であるような場合を除いて、期限の利益が喪失したかを電子債権記録機関が判断することは難しいからである。このような判断の困難さは、電子記録債権の譲受人についても存するところであり、善意取得や人的抗弁の切断の規定の適否を決めるうえでの支払期日は、期限の利益喪失により前倒しされた債務者が支払を行うべき日ではなく、債権記録に記載された支払期日によるべきだとの指摘がある⁽²⁷⁾。手形法においては手形債務の内容として条件の設定等を認めていないのは（手形法1条2号）、このような問題を避けるためであった。

従って、電子記録債権の任意的記録事項として期限の利益喪失条項を設ける実際上の意義は、電子記録債権と他の債権を相殺することにある。例えば、電子記録債権の債権者になった金融機関が、電子記録債権の債務者が有する当該金融機関に対する預金債権との間での相殺適状を作出するために、期限の利益を喪失させるような場合である。

（2） 期限後弁済

全銀協の電子債権記録機関（でんさいネット）要綱が、例外的に口座間送金決済以外の当事者請求による支払等記録請求を行うことができる第二の場合として挙げているのは、以下のような期日後弁済等に基づく支払等記録の場合である。即ち、主たる債務者、電子記録保証人、第三者利用者による弁済（代物弁済を含む）、相殺、免除、混同に基づく記録請求が行われた場合に受け付けるとされている⁽²⁸⁾。これは口座間送金決済によらず、電子記録債権の債権者に

(26) 全国銀行協会・前掲（注19）II3-2（3）。

(27) 森下・前掲（注8）71頁。

(28) 全国銀行協会・前掲（注19）II3-8（2）。

よる個別の「支払等記録請求」に基づいて行われることになる⁽²⁹⁾。

なお、電子債権記録機関（でんさいネット）要綱においては、期限における支払等がなかった場合につき、手形における不渡処分類似のペナルティを課すこととされている⁽³⁰⁾。債権者となる利用者サイドの要望によるものであるが、手形の不渡処分同様の独禁法上の問題等がありうるところである⁽³¹⁾。

（3） 一部弁済

電子記録債権については、手形法39条2項のような、一部弁済を拒むことはできない旨の規定は置かれていない。手形法がそのように定めたのは、遡求義務者の利益を考慮したためと言われているが⁽³²⁾、電子記録債権法においては、電子記録債権の譲渡人に手形の裏書人に関するような遡求義務を原則として課すこととされておらず、電子記録保証をしない限り支払担保責任がないとされていることから、一部支払を認めることによって電子記録債権譲渡人を保護する必要が感じられなかったため、手形法のような規定は設けなかったのである⁽³³⁾。一部支払が認められる否かは、電子記録債権の内容として定められていればそれによるし、その定めがない場合は民法の一般原則に戻って（民法493条）、一部支払を債権者は拒むことができることになる。

なお、全銀協の電子債権記録機関（でんさいネット）要綱は、口座間送金決済を行うことができなかった場合における期日後弁済等に基づく支払等記録に関し、「主たる債務者による弁済等については、債権金額の一部の弁済等による支払等記録請求を受付けることとし、その他の利用者の弁済等については、債権金額の全額の弁済等があった場合に限定して支払等記録請求を受付ける」としている⁽³⁴⁾。口座間送金決済による一部弁済や、それに基づく一部弁済の「支払等記録」（法24条1号）を行うことは認めていない。支払期日に債務の一部弁済を行い、残債務の支払期日を延期したうえで支払う場合には、延期後の期日を支払期日、残債務額を支払金額とする新たな債権を発生させるとともに、当初債権の支払金額を残債務額に変更する旨の変更記録を行って、それぞれの支払期日に口座間送金決済を行う方法によるとしている⁽³⁵⁾。期

(29) 全国銀行協会・前掲（注19）Ⅱ4（8）。その方法については、同別紙Ⅱ3-7参照。

(30) 全国銀行協会・前掲（注19）Ⅱ6（1）。

(31) 全国銀行協会・前掲（注19）Ⅱ6（1）は、ペナルティを独禁法に抵触しない範囲で課すとしている。なお、大野・前掲（注15）24頁以下参照。

(32) 前田・前掲（注13）512頁以下。

(33) 前掲（注24）文献55頁、森下・前掲（注8）70頁。

(34) 全国銀行協会・前掲（注19）Ⅱ3-8（2）。

(35) 全国銀行協会・前掲（注19）別紙Ⅱ3-8-1。

日前の一部弁済等に基づく支払等記録も認めていない。期日前に一部前倒し弁済を行うには、予め支払等を行う金額分の債権を分割し、当該電子記録債権の債務者に債権譲渡を行ったうえで、混同を理由とした当事者請求による支払等記録を行う方法か（原債権については、そのまま当初支払期日をもって口座間送金決済を行う）、予め支払等を行う金額分について新たな債権を発生させるとともに、当初債権の支払金額を残債務額に変更する旨の変更記録を行って、それぞれの支払期日に口座間送金決済を行う方法によるとしている⁽³⁶⁾。

以上のような一部弁済に関するでんさいネットの扱いは、利用者にとっては若干面倒な手続きを要することになるが、口座間送金決済をスムーズに利用できる場合が限られていること、実体法上も電子記録債権の内容を変更するには債権者の同意が必要なことを考えれば、やむをえないところであろう。尤も、電子債権記録機関（でんさいネット）要綱に定める方法以外にも一部弁済の方法はありうる所であり、利用者にとってより使い勝手のよい方法を検討していく努力はなされるべきであろう。

(4) 相殺

相殺による電子記録債権の消滅につき同期的管理を行うことは難しい。AがBに対して有している電子記録債権や一般の金銭債権（「A債権」と呼ぶ）を自働債権として、BがAに対して有している電子記録債権（「B債権」と呼ぶ）を受働債権とする相殺を行い、B債権について「支払等記録」を行うには、Bによる「支払等記録請求」が必要であり、それをA債権の消滅と引き換えに行うには、あくまでBの協力が必要なのである。例えば、A・B間の合意に基づき相殺することとし、両者の共同でA債権とB債権の「支払等記録請求」を同時に行う（A債権が電子記録債権の場合）、等の方法によらざるをえない（それも実際上どのように行いか、難しい問題がありえよう）。従って、Bの信用に不安が生じたためにAの行為のみで相殺したいというときには、予めBに代わってAがBのために「支払等記録請求」を行えるようにしておかなければならない。しかしそのようなことは実際上困難であろう。

尤も、旧銀行取引約定書ひな型7条・7条の2のような「差引計算」の約款規定の対象に電子記録債権を加え、当事者間での相殺の効力を発生させることは可能である。しかし「支払等記録」が行われない限り、電子記録債権に関して第三者に対し対抗することはできない。差引計算が行われたときに相手方に「支払等記録請求」を行う義務を課す定めを置くことも可能であろうが、そのような文言を入れても、実際上の効果は少ないと考えられる。但し、「支払等記録」を行わなければ対抗できない第三者の範囲等については、検討の余地はありうるかもし

(36) 全国銀行協会・前掲（注19）別紙Ⅱ3-8-1。

れない。例えば、電子記録債権の善意・無重過失の譲受人が第三者に含まれることは確かであろうが、差押債権者等については、議論の余地があるかもしれない。

4 原因債権との関係

債権者A、債務者Bの間の金銭債権がCに譲渡され、債権譲渡登記がされた後、未だ債務者対抗要件である通知がなされていないときに、A・Bが当該金銭債権を原因債権とする電子記録債権を発生させ、AがそれをDに譲渡した場合、C、Dからのこれら債権に基づく請求に対しBはいかなる義務を負うかが問題とされた⁽³⁷⁾。この問題については、DはBに対し電子記録債権の請求ができるのに対し、Cに対してBは、当該電子記録債権につき「支払等記録請求」を行うことと引換えてない限り（Dから電子記録債権の譲渡を受ける等して）、原因債権の弁済を行わない旨の主張ができるという解釈が有力に主張されている⁽³⁸⁾。手形や小切手が支払のために振り出された場合に、債務者はそれと引換でなければ原因債務を弁済しない旨の抗弁が出せるという判例・通説の考えを応用するものである⁽³⁹⁾。ここでも電子記録債権は基本的に手形債権に準じて考えられていると言えよう。

以上

(37) 法制審議会電子債権法部会第5回会議（平成18年5月30日）議事録、同第10回会議（平成18年10月3日）議事録、「〈シンポジウム〉電子登録債権法制と金融」金融法研究23号（2007年）3頁・36頁以下、池田真朗「電子登録債権——中間試案の検討と若干の試論」金法1781号（2006年）13頁、森下・前掲（注8）77頁。

(38) 小野傑＝森脇純夫＝有吉尚哉編『電子記録債権の仕組みと実務』（2007年）25頁以下。

(39) 最判昭和33・6・3民集12巻9号1287頁、鈴木＝前田・前掲（注13）236頁。